

# 長野市犯罪被害者等支援条例骨子案に対する市民意見等の 募集結果及び長野市犯罪被害者等支援条例（案）について

---

地域・市民生活部 人権・男女共同参画課

- 募集期間 令和5年9月1日（金）から9月29日（金）まで（29日間）
- 募集方法
  - ・ 広報ながの9月号掲載
  - ・ 市ホームページ掲載
  - ・ 窓口閲覧（人権・男女共同参画課、行政資料コーナー、各支所）
- 提出方法
  - ・ 意見用紙の持参（閲覧窓口）
  - ・ 市ホームページ ながの電子申請サービス（人権・男女共同参画課）
  - ・ 郵送、ファクス、電子メール（人権・男女共同参画課）
- 公表方法
  - ・ 市ホームページで公表

## パブリックコメントの結果

- 意見等の提出者数 6人

提出方法	持参	電子申請	郵送	ファクス	電子メール	計
人数	4人	1人	0人	0人	1人	6人

- 意見等の件数 23件

## ● 骨子案への意見・提案

意見・提案箇所	件数
1 制定の背景（制度全般に関わることも含む）	3件
2 制定の目的	1件
3 定義	4件
4 基本理念	0件
5 市の責務	1件
6 市民等及び事業者の役割	0件
7 基本的施策	14件
合 計	23件

## ● 意見・提案に対する対応内容

区分	対 応 内 容	件数
A	骨子案を修正する	6件
B	骨子案に盛り込まれており、修正しない	0件
C	骨子案は修正しないが、今後の取組において検討又は参考とする	13件
D	骨子案に盛り込まれていないが、検討の結果、修正しない	3件
E	その他（質問への回答・状況説明等）	1件
	合 計	23件

## ● 寄せられた意見をもとに骨子案を修正し、条例（案）とします。

該当ページ・内容	意見の概要	市の考え方
1ページ 1 制定の背景	本人の意思とは無関係とあるが、無関係ではない場合もあると思う。	ご意見を参考に、分かりやすい表現に骨子案を修正します。（「犯罪等の被害には、誰もが突然遭う可能性があります」に修正）
1ページ 2 制定の目的	次のとおり、内容の追加を求めます。 犯罪被害者等支援に関し、犯罪被害者等基本法に基づき基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにします。	ご意見を参考に、骨子案を修正します。（目的の冒頭に「犯罪被害者等基本法の規定に基づき」を追加）
1ページ 3 定義	市民等について、それ以外の観光客等が大きな事件に遭遇した場合について、京都では支援の条例があります。長野市も善光寺をはじめとする歴史的建造物が多く、毎年、多くの方が訪れるため、必要と思われます。	ご意見を参考に、骨子案を修正し、条例案において修正する予定です。（市民等の定義に「滞在している者」を追加）
2ページ 5 市の責務	次のとおり、内容の追加を求めます。 基本理念にのっとり、国、県、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的・計画的に実施する。	ご意見を参考に、骨子案を一部修正し、条例案において修正する予定です。（全庁で犯罪被害者等支援に取り組むため「総合的」、長野市人権政策推進基本方針で犯罪被害者等の支援を位置付けていることから「計画的」の文言を追加）
3ページ 7 基本的施策	次のとおり、内容の追加を求めます。 ・被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるよう、状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けられるよう必要な施策を講ずること等	ご意見を参考に、骨子案を修正し、条例案において修正する予定です。（「心身に受けた影響からの回復」の条項を加え、ご意見の趣旨を追記）
3ページ 7 基本的施策	次のとおり、項目及び内容の追加を求めます。 ○民間支援団体に対する支援 ・民間支援団体が適切かつ効果的に被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずること。	ご意見を参考に、骨子案を修正し、条例案において修正する予定です。（「民間支援団体に対する支援」の条項を加え、ご意見の趣旨を追記）

# 長野市犯罪被害者等支援条例（案）の概要

## ● 施行日（予定） 令和6年1月1日

条	見出し	条文概略と主な施策
第1条	（目的）	犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び生活再建等を図ることを目的とする。
第2条	（定義）	犯罪等、犯罪被害者等、犯罪被害者等支援、市民等、事業者、二次被害、再被害、民間支援団体、関係機関等について定義
第3条	（基本理念）	犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、受けた被害の状況等に応じて適切に行われ、必要な支援が迅速かつ公正で途切れることなく提供され、市、関係機関等が相互に連携し協力して行われなければならない。
第4条	（市の責務）	基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するよう努める。
第5条	（市民等の責務）	犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。
第6条	（事業者の責務）	犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮し、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるとともに、犯罪被害者等である従業員の就労に十分配慮するよう努める。
第7条	（支援体制の整備）	犯罪被害者等支援を総合的に実施するための窓口を設置するとともに、関係機関と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備する。
第8条	（個人情報適切な管理）	犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理する。
第9条	（財政上の措置）	犯罪被害者等支援を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

条	見出し	条文概略と主な施策
第10条	（相談及び情報の提供等）	<p>犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介、弁護士の助言を受ける機会の確保その他の必要な支援を行う。</p> <p>○ 犯罪被害者等総合的対応窓口</p>
第11条	（心身に受けた影響からの回復）	<p>犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、適切な保健医療サービスや福祉サービスが提供されるよう必要な支援を行う。また、犯罪被害者等が未成年であるときは、その発達段階に応じた十分な配慮を行うよう努める。</p> <p>○ カウンセリング等支援、医療相談、障害福祉サービス等</p>
第12条	（日常生活の支援）	<p>犯罪被害者等が日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>○ 日常生活支援助成金の支給、まいさぽ長野市等による生活困窮者支援</p>
第13条	（居住の安定）	<p>犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の市営住宅等への入居における特別な配慮、一時的利用のための住居の提供その他の必要な支援を行う。</p> <p>○ 市営住宅への入居</p>
第14条	（経済的負担の軽減）	<p>犯罪被害者等への給付金の支給、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行う。</p> <p>○ 犯罪被害者等支援金の支給</p>
第15条	（市民等及び事業者の理解の増進）	<p>犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、広報、啓発その他の必要な施策を実施する。</p> <p>○ 広報啓発の実施、研修会等の実施</p>
第16条	（民間支援団体に対する措置）	<p>民間支援団体の犯罪被害者等支援推進のため、情報提供その他の必要な措置を講ずる。</p>
第17条	（委任）	<p>この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

# 犯罪被害者等に対する市民への給付金（別途、補助要綱を制定）

## ● 支援金（条例第14条関係）【経済的負担の軽減】

経済的負担を軽減するため、支援金を支給

種類	内容	金額
遺族支援金	犯罪行為により亡くなった犯罪被害者の遺族に支給	30万円
重傷病支援金	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者に支給 重傷病…療養に要する期間が1か月以上で、かつ3日以上入院（精神疾患である場合は3日以上）の労務が出来ないことを要すると医師に診断される負傷等	10万円

## ● 日常生活支援助成金（条例第12条関係）【日常生活の支援】

日常生活を支援するため、民間又は公共のサービスを利用した際の費用の一部を助成

種類	内容	上限金額
家事、育児、介護支援	家事 … 調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物等 育児 … 保育園、幼稚園等の送迎、保育等 介護 … 介護が必要な人の見守り、食事介助、排せつ介助等	5,000円/時間
配食支援	外出が困難となり、食事を用意することに支障がある場合に配食サービスを利用	1人1,000円/日
一時保育支援	家庭での保育に支障が生じた場合に一時的な預かり保育を利用	2,300円/回
転居支援	従前の住居に居住することが困難となった場合に転居	200,000円/回
カウンセリング等支援	公認心理師等によるカウンセリング及び精神科等診療を受診	5,000円/回
報道対応支援	犯罪被害を受けたことによる報道機関の対応等を弁護士へ依頼	230,000円/回
弁護士相談支援	犯罪被害によって生じる法律問題について弁護士へ相談	10,000円/回

# 長野市犯罪被害者等支援条例制定の経過とスケジュール（案） 8

年 月 日	内 容
令和5年 7月13日	犯罪被害者等支援に関する連絡会（関係課）
7月20日	人権を尊び差別のない明るい長野市を築く審議会（条例骨子案）
8月 1日	部長会議、支所長会議（条例骨子案、パブリックコメント実施について）
8月 9日	各会派へ説明（条例骨子案、パブリックコメント実施について）
8月10日	記者会見
8月17日	近隣市町村勉強会（講師：長野県警）
9月1日～29日	パブリックコメント（広報ながの9月号、ホームページ、市役所等）
10月31日	部長会議（パブリックコメント結果報告、条例（案））
11月 6日	法規審査委員会
11月 7日	政策説明会（パブリックコメント結果報告、条例（案））
11月 8日	記者会見
12月	12月議会に条例（案）の提出
令和6年 1月 1日	条例施行
1月	ホームページ、プレスリリース、広報ながの2月号配布開始



## (参考) 犯罪被害者等支援の経緯

年月日	内容
昭和55年5月	三菱重工業ビル爆破事件などを契機として「犯罪被害者等給付金支給法」公布
平成8年2月	警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、全国的な取組が開始
平成11年5月	長野県に「長野犯罪被害者支援センター」が設立(平成15年にNPO法人の認証を受ける。)
平成17年4月	「犯罪被害者等基本法」施行、「犯罪被害者等基本計画」策定
平成25年2月	「長野市人権政策推進基本方針」策定 ※「各人権課題に対する施策の方向性」では、「犯罪被害者等」を掲げ、犯罪被害者等の擁護活動を行う民間団体の支援に務めるほか、相談窓口を整備するとともに、見舞金制度の創設、自立のための支援制度の整備を検討している。
令和2年5月26日	坂城町銃撃事件 ※令和2年9月18日に条例施行
令和4年4月1日	「長野県犯罪被害者等支援条例」施行、「長野県犯罪被害者等支援推進計画」策定
令和4年5月20日	長野犯罪被害者支援センターから条例の制定について長野市へ陳情
令和5年3月	長野市放火事件 ※犯罪被害者として支援(市営住宅入居)
令和5年5月25日	中野市猟銃立てこもり事件 ※6月議会で条例案を提出し、可決、6月23日施行

# (参考) 県内の条例制定状況 (令和5年10月1日現在)

自治体	施行日	条例名	見舞金・支援金	日常生活支援 助成金等
坂城町	令和2年9月18日	坂城町犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円	
長野県	令和4年4月1日	長野県犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族60万円、重傷病20万円	
泰阜村	令和4年12月16日	泰阜村犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円	
佐久市	令和5年4月1日	佐久市犯罪被害者等支援条例	支援金 遺族30万円、重傷病10万円	あり
千曲市	令和5年4月1日	千曲市犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円	
木祖村	令和5年4月1日	木祖村犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円	
下條村	令和5年4月1日	下條村犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円	
中野市	令和5年6月23日	中野市犯罪被害者等支援条例	支援金 遺族30万円、重傷病10万円	あり
辰野町	令和5年9月20日	辰野町犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族30万円、重傷病10万円	あり
宮田村	令和5年9月20日	宮田村犯罪被害者等支援条例	見舞金 遺族50万円、重傷病25万円	
塩尻市	令和5年9月22日	塩尻市犯罪被害者等支援条例	支援金 遺族30万円、重傷病10万円	あり
飯綱町	令和5年9月25日	飯綱町犯罪被害者等支援条例	支援金 遺族30万円、重傷病10万円	あり
須坂市	令和5年9月26日	須坂市犯罪被害者等支援条例	支援金 遺族30万円、重傷病10万円	あり
野沢温泉村	令和5年9月26日	野沢温泉村犯罪被害者等支援条例	支援金 遺族30万円、重傷病10万円	
軽井沢町	令和5年9月29日	軽井沢町犯罪被害者等支援条例	支援金 遺族100万円、重傷病50万円	
東御市	令和5年10月1日	東御市犯罪被害者等支援条例	支援金 遺族30万円、重傷病10万円	あり